

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月29日（火）13:30～

2. 開催場所 伊江村役場 2階 小会議室

出席委員	会長	玉城	正芳
	1番	大城	良太
	2番	大城	貴子
	3番	大城	孝美
	5番	玉城	増生
	6番	棚原	貴光
	7番	西江	正
	8番	友寄	千成
	9番	知念	雄二

欠席委員 なし

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第3条許可の取消し願いについて

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 知念 浩司

事務補助 亀里 大樹

令和6年第10回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和6年第10回農業委員会総会を開会致します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 農業委員9名中9名、出席しております。

議長 只今、事務局から報告のあったとおり、農業委員総数9名中9名、出席しております。会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。それでは議事に入ります。

議長 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定により、議長が指名致します。署名委員に5番玉城委員、6番棚原委員を指名致します。

日程第2「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 それでは1ページお願いいたします。「議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について」下記のとおり申請されていますので、可否の決定を求めます。No.1 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 608 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 1,577 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、1,123 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、2,779 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、1,401 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、1,219 m²。計 8,707 m²。2,633 坪。所有権移転贈与。

局長 休憩おねがいします。

議長 休憩いたします。

議長 再開いたします。

つづきまして、No.2 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 1,248 m²。377 坪。賃借権設定（10 年間）年 100 円/坪。No.3 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、809 m²。244 坪。所有権移転贈与。No.4 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、2,413 m²。●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積、729 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。3,399 m²。合計 6,541 m²。1,978 坪。所有権移転贈与。No.5 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、691 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、1,446 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、332 m²。合計 2,469 m²。746 坪。賃借権設定 10 年間。年間 150 円/坪。No.6 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。553 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 659 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 872 m²。合計 2,084 m²。630 坪。使用賃借権設定 10 年間。No.7 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、8,030 m²。●。登記地目、保安林。現況地目、畑。地積 561 m²。合計 8,591 m²。2,598 坪。賃借権設定 10 年間。年間 50 円/坪。つづきまして、No.8 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 738 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 540 m²。合計 1,278 m²。386 坪。所有権移転贈与になります。以上議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の説明といたします。ご審議の程、宜しく願いいたします。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

8 番 休憩をお願いします。

議長 休憩いたします。（15：03）

議長 再開いたします。（15：05）

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程第 4、議案第 2 号「農地法第 3 条許可の取消し願いについて」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 つづきまして 14 ページお願いいたします。「議案第 2 号、農地法第 3 条許

可の取消しについて」下記のとおり申請されていますので、可否の決定を求めます。No.1 申請人、●。申請人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 608 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 1,577。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 1,123 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 2,779 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 1,401 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 1,219 m²。合計 8,707 m²。2,633 坪。になります。以上、議案第 2 号、農地法第 3 条許可の取消し願いについて、説明いたします。ご審議の程、宜しく願いいたします。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

8 番 休憩をお願いします。

議長 休憩いたします。(15:06)

議長 再開いたします。(15:07)

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。
令和 6 年第 10 回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 15:07

署 名

会 長 玉城 正芳 印

5 番 玉城 増生 印

6 番 棚原 貴光 印